

1年生 保護者様

東京都立野津田高等学校長
池戸 成記
(公印省略)

多子世帯における都立学校授業料等支援事業（4月申請）のお知らせ

この度は、お子様のご入学おめでとうございます。

令和2年4月より、標記の都立学校授業料等支援事業が開始されております。（詳細については、3月に学校から入学手続き書類とともに郵送したカラー刷のチラシをご覧ください。）

この制度は、**所得制限により就学支援金の対象とならない世帯で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯**に対し、授業料が半額となるものです。

下記のご案内をお読みになり、申請を希望される方は、経営企画室まで書類を取りに来てください。

記

1. 対象となる世帯

就学支援金の対象外の世帯（世帯年収おおよそ910万円以上）[※]で、
保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

↓

**※正確には、（令和3年度 区市町民税の課税標準額）×6%－（区市町村民税の調整控除の額）
が304,200円以上の世帯を指します。**

なお、上記1の条件に合致するかどうか不明な方は、4月中に就学支援金を申請されることをお勧めいたします。就学支援金の審査結果が不認定となった場合でも、結果通知後一か月以内に多子世帯支援の申請をしていただくことで、就学支援金の申請月（4月）に遡って授業料が減免されます。

2. 申請書類の配布

野津田高等学校 経営企画室窓口で配布しております。
生徒さんが申請書を受け取りに来ることも可能です。
学校のホームページからもダウンロードできます。

※申請される場合は、上記1の要件を満たしていることを必ずご確認ください。

3. 申請書類の提出

申請書類を経営企画室 窓口に提出、または郵送してください。
生徒さんが経営企画室に提出しても結構です。

4. 提出期限

令和4年4月21日（木）学校必着

<問合せ先>

東京都立野津田高等学校

経営企画室 多子世帯支援担当

電話 042(734)2311